

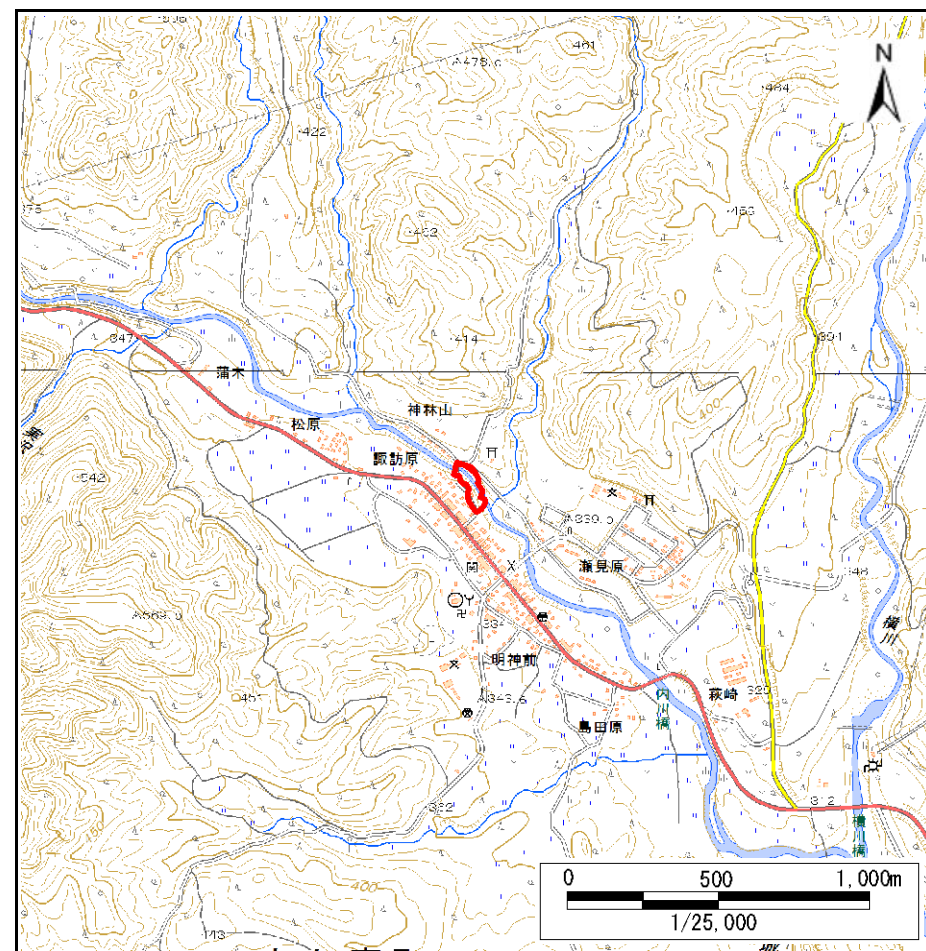
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第89号
告示年月日	平成30年1月30日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1147(1311001147)
箇所名	関の1
所在地	刈田郡七ヶ宿町字関
調査機関	宮城県大河原土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第668号)

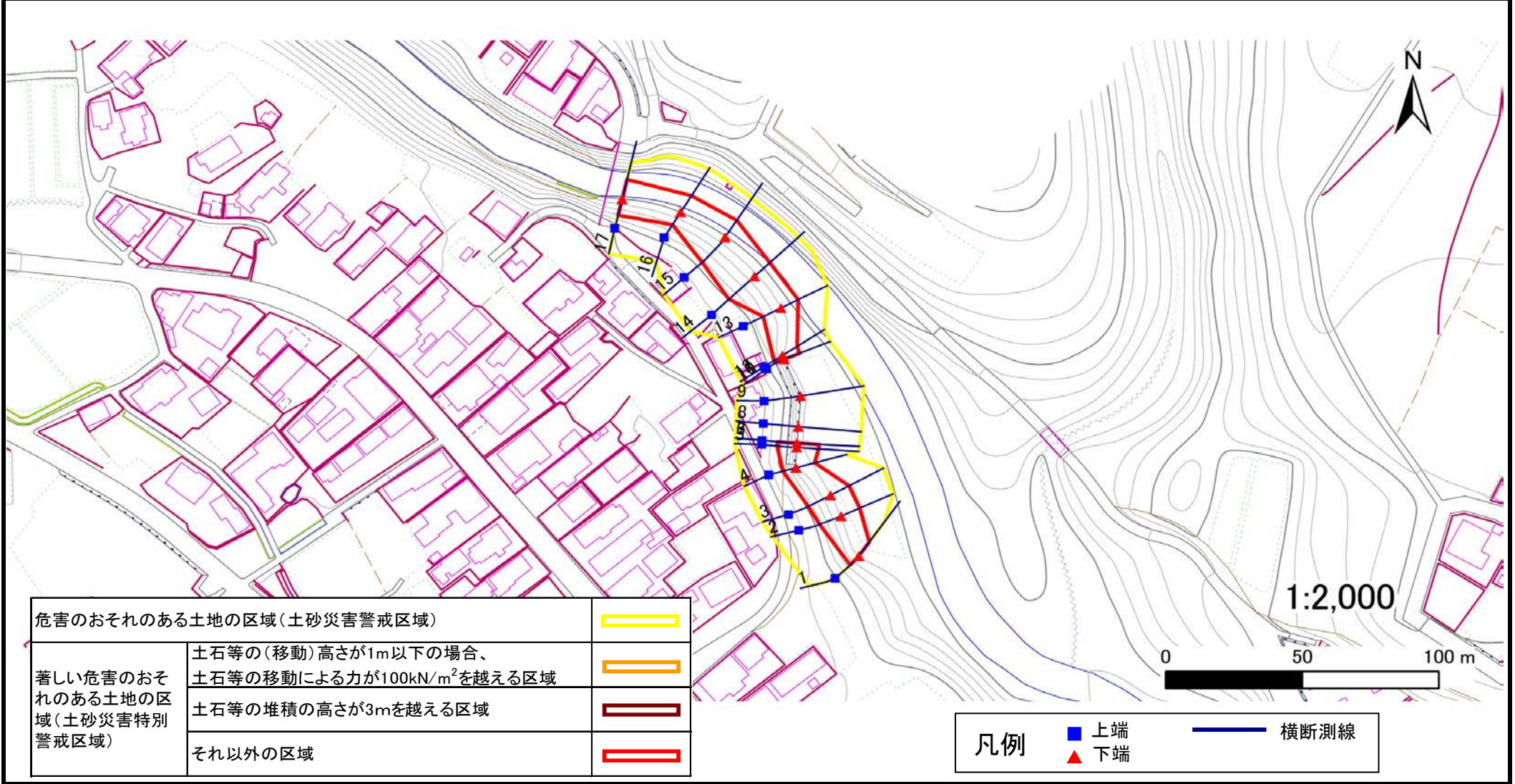
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第89号
告示年月日	平成30年1月30日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度 平成28年度

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1147(1311001147)	箇所名	関の1	所在地	刈田郡七ヶ宿町字関
---------	------	----------------------	-----	-----	-----	-----------



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を越える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
	それ以外の区域	

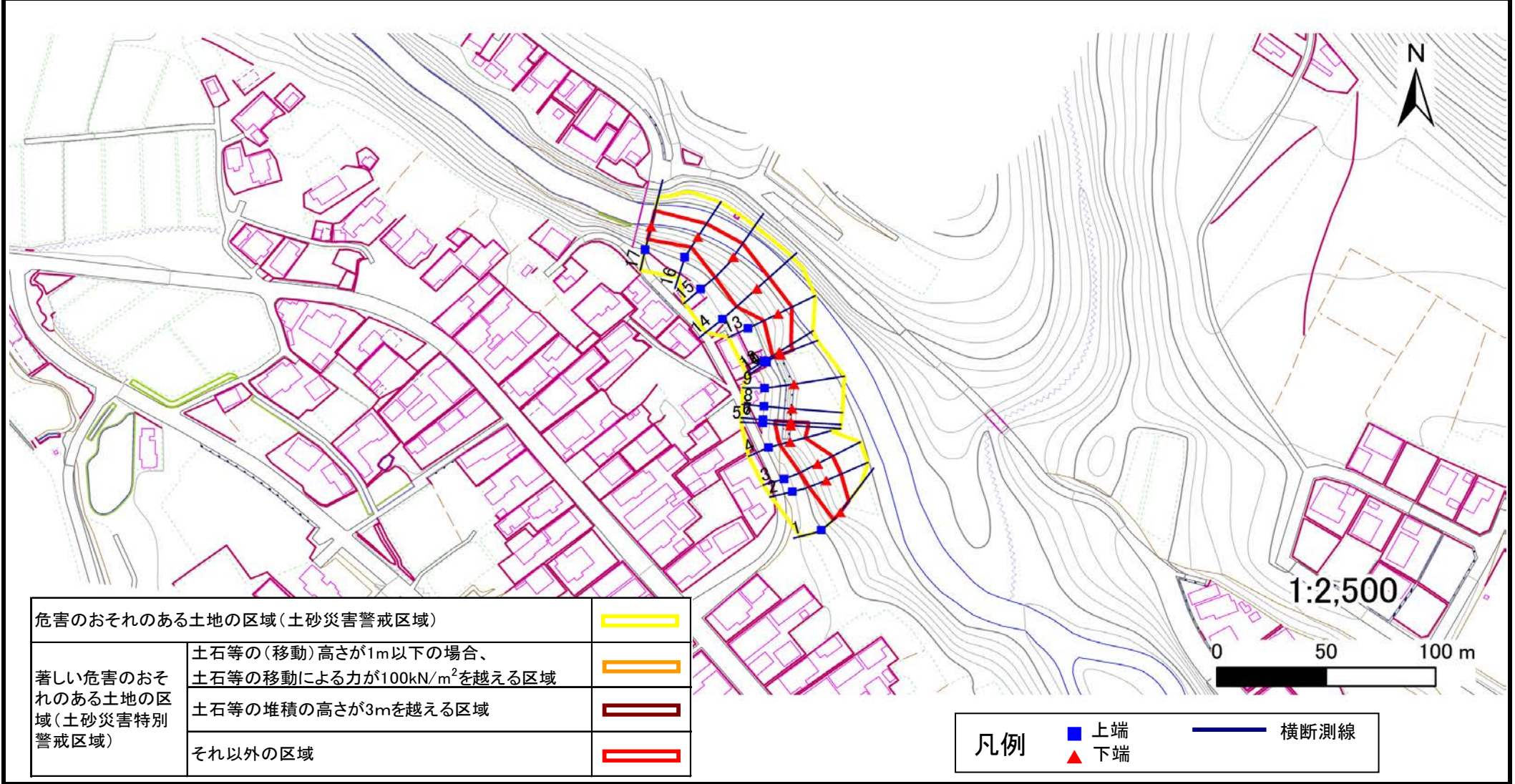
凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第89号
告示年月日	平成30年1月30日
調査年度	平成28年度

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1147(1311001147)	箇所名	関の1	所在地	刈田郡七ヶ宿町字関
---------	------	----------------------	-----	-----	-----	-----------



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第89号
告示年月日	平成30年1月30日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1147(1311001147)	箇所名	関の1	所在地	刈田郡七ヶ宿町字関		
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	95.5	1.0	-	-	10.3	2.1
2 ~ 3	-	-	98.7	1.0	-	-	10.3	2.1
3 ~ 4	-	-	98.7	1.0	-	-	10.3	2.1
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	11.9	2.4
5 ~ 6	103.2	1.0	100.0	1.0	-	-	11.9	2.4
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-
9 ~ 10	-	-	-	-	-	-	-	-
10 ~ 11	-	-	-	-	-	-	-	-
11 ~ 12	-	-	80.2	1.0	-	-	10.6	2.1
12 ~ 13	-	-	89.3	1.0	-	-	10.2	2.1
13 ~ 14	-	-	98.8	1.0	-	-	9.9	2.0
14 ~ 15	-	-	98.9	1.0	-	-	9.9	2.0
15 ~ 16	-	-	98.9	1.0	-	-	11.8	2.4
16 ~ 17	-	-	98.8	1.0	-	-	12.4	2.5
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								